

○甲南大学マネジメント創造学部特定任期教員規程

平成20年12月12日

理事会制定

改正 平成24年12月21日

平成27年2月27日

令和5年3月24日

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学マネジメント創造学部特定任期教員（以下「特定任期教員」という。）の採用及び就業に関する事項等について定める。

(定義)

第2条 特定任期教員とは、マネジメント創造学部の教育目標実現のために、マネジメント創造学部学生の英語力の高度化を目指す上で特に必要と認める者で、待遇等について特例の扱いをすることを条件に採用したものをいう。

(職務)

第3条 特定任期教員は、マネジメント創造学部長の指示に従い次の職務にあたる。

- (1) マネジメント創造学部学生に対する英語授業
- (2) マネジメント創造学部学生の英語力向上に関する相談及び指導
- (3) マネジメント創造学部の学生募集に関する業務
- (4) その他マネジメント創造学部学生の英語力の高度化を目指す上で必要とする業務

(採用条件)

第4条 特定任期教員は、次の各号のすべてに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者の中から採用する。

- (1) 英語を母語とする者又はこれに準ずる英語運用能力を有する者
- (2) 大学院 Teaching English as a Second Language又はTeaching English as a Foreign Language修士課程を修了した者又はこれに準ずる英語教育能力を有する者
- (3) マネジメント創造学部の教育に理解を有する者

(任期)

第5条 特定任期教員の任期は、1年とする。ただし、教育上特に必要と認めた場合は、1年ごとに通算5年を超えない範囲で更新することができる。

2 特定任期教員としての雇用契約前に特定任期教員以外の職種で有期雇用契約期間（当該契約が平成25年4月1日以降に始まるものに限る。）がある者については、その期間を前

項と通算して5年を超えることができない。

- 3 前項でいう特定任期教員以外の職種の有期雇用契約が満了した日と特定任期教員としての雇用契約の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間があり、当該期間が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に定める要件を満たすときは、当該期間前に満了した有期雇用契約の契約期間は、通算期間に含まれないものとする。

（採用手続）

第6条 特定任期教員の採用手続は、マネジメント創造学部教授会の審議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。

（雇用契約）

第7条 特定任期教員の雇用契約は、当該者と学校法人甲南学園との間で、別に定める所定の様式（日本語及び英文で契約し、正文は日本語による契約書とする。）をもつて行う。

- 2 特定任期教員が、甲南学園就業規則第14条に定める事項のいずれかに該当する場合、職務上の義務に違背した場合又は学園の信用を著しく傷つける行為に及んだ場合には、契約を解除することがある。

（待遇等）

第8条 特定任期教員の待遇等については、別に定める。

（規程の準用）

第9条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか甲南学園就業規則第15条（解職制限）、第17条（休日・休務日）、第22条から第22条の3まで（特別休暇）、第24条から第25条まで（就業）、第27条から第29条まで（出張、遅刻、早退及び外出、兼職）、第36条から第44条まで（懲戒、懲戒の種類、譴責又は減給、停職、諭旨退職又は懲戒解雇、保健衛生、病者の就業禁止、健康診断、災害補償）の規定及びその他関連規程を準用する。

（公表）

第10条 この規程の制定及び改廃は、公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、特定任期教員としての雇用契約が

本施行前に始まる場合は、改正前の第5条の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正以降、新たな特定任期教員は採用しないものとする。
- 3 この規程は、令和5年4月1日時点で雇用している特定任期教員の任期が満了する令和9年8月31日をもって、廃止する。

○甲南大学マネジメント創造学部特定任期教員規程施行細則

平成20年12月5日

常任理事会承認

改正 平成22年3月12日

令和5年3月17日

(目的)

第1条 この細則は、甲南大学マネジメント創造学部特定任期教員規程に基づき、特定任期教員の待遇等について定める。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 特定任期教員の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、原則として1週5日とする。ただし、行事その他臨時に必要なときは、休日に勤務を命じることがある。
- (2) 勤務時間は、原則として1週40時間とする。
- (3) 授業担当時間数は、1週20時間とする。

(休日)

第3条 休日は、甲南学園就業規則第17条を準用する。

2 前項以外に休日を必要としたときは、マネジメント創造学部長を経由して、学長の承認を得て年間20日以内の休日を取得することができる。ただし、休日を取得できる期間は2月及び8月中とする。

(給与等)

第4条 特定任期教員の給与等は、次のとおりとする。

- (1) 給与は、年俸制とし、12回均等払いの月額を、原則として、毎月21日（当日が休日又は土曜日に当るときは、その前日）に日本国通貨をもつて支給する。
- (2) 給与は、年俸4,500,000円から6,000,000円の範囲で、能力及び経験に応じて、理事長が学長と協議のうえ、その都度定める。ただし、為替レートの変動等により採用に影響が出ると予想される場合は、理事長は学長と協議のうえ、常任理事会に諮り、範囲を超えて額を定めることができる。
- (3) 住宅手当は、自ら居住する住宅を借り受けている者に、月額75,000円を限度として家賃相当額を支給する。
- (4) 通勤手当は、甲南学園通勤手当支給細則に準じて支給する。
- (5) 超過時間手当は、20時間を超えて授業を担当した場合、甲南学園給与規程別表第15

表①の講師の区分を適用し支給する。

- 2 月の途中において特定任期教員として採用された場合又は退職した場合の月額給与は、発令日を基準として、日割り計算で支給する。ただし、死亡による退職に限り、当月分の給与の全額を支給する。
- 3 疾病等により、1箇月につき15日間を超えて勤務できない場合には、月額給与を減額することができる。

(控除)

第5条 給与から控除されるものは、所得税等法規で定められたものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和5年4月1日時点で雇用している特定任期教員の任期が満了する令和9年8月31日をもって廃止する。